

海津市まちづくり委員会「第16回自治基本条例策定分科会」会議録

開催年月日 平成24年12月25日(火)

開催場所 海津市役所 海津庁舎 3階 委員会室

分科会委員定数 19名

開 会 午後1時30分

閉 会 午後3時40分

出席者 ○分科会委員

公募市民	堀 田 義 郎
〃	古 川 義 弘
会 長	古 川 邦 彦
〃	佐 藤 芳 満
〃	野 津 繁 雄
副会長 NPO法人まごの手クラブ	田 中 由 美 子
ボランティア連絡協議会	下 田 博 暉
海津市自治連合会代表	宮 脇 信 幸
岐阜経済大学准教授	菊 本 舞
○事務局 企画政策課 係長	徳 永 宗 哲
〃 主任	近 藤 健 二 子
〃 主任	土 井 敬 子

欠 席 者

公募委員	大 橋 宗 明
〃	土 方 隆 博
〃	今 津 美 憲
〃	村 上 碩 也
〃	伊 藤 幹 男
NPO法人良縁の会ひまわり	櫻 木 徳 子
女性人材リスト	石 川 春 代
NPO法人セーフティサポートコミュニティ平田	森 秀 和
NPO法人ゆうゆうアテンダント	藤 田 重 紀
総務課	菱 田 登
事務局 企画政策課 課長	中 島 哲 之

会 議 次 第

1. あいさつ
2. 自由討議 ( 1. 市民自治のしくみについて)
3. 講評
4. 事務連絡

事務局	<p>みなさんこんにちは。        本日はお忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。        これより、海津市まちづくり委員会「第16回自治基本条例策定分科会」を開催させていただきます。        C 邦彦分科会長からご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>(あいさつ)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。        さて、本日の予定でございますが、自由討議を行いたいと思います。終了予定時刻は、15:30です。        それでは会議の司会を、海津市まちづくり委員会要綱の規定により、C分科会長をお願いいたします。よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>それでは次第に基づき進めさせていただきます。        次第2「自由討議」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今回の内容は事前お送りいたしました次第にありますとおり、住民投票の骨子(案)と市民自治協議会の役割などについて自由討議ということで、意見交換をしたいと思います。        前回の意見を基に事務局でまとめたものにコメントを添えて作成しましたので、修正等についてご意見を頂戴したいとおもいます。        では自由討議は発表を含めて15時20分まで行いたいと思います。</p>
会長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、ご不明な点や質問がありましたらお願いします。        私の方から2つほど質問させてください。住民投票の3)「市長は前条の規定による条例制定の議決があったときは、速やかに住民投票を実施する。」この条例の制定の議決というところが、この文だけでは読み取りにくかったのですが、条例を制定する議決があったら住民投票を行うということですか。</p>
事務局	<p>まず「前条の規定」は2)の住民投票の発議の①②を指していきまして、〇〇に関する住民投票条例案の発議があって、次に議会へ条例案の提出を行って議会で審議され可決されれば、速やかに住民投票を行うということです。</p>
会長	<p>前回にも同じような質問をしましたが「前条の規定」という表現で条例制定と言ってしまうよりは、「住民投票を求める条例の議決があったときは」のほうがわかりやすいかなと思ったのでございま</p>

	<p>す。それは自由討議のところでは教えてもらっても構いません。</p> <p>もう一つの質問は前回頂いた住民投票のよその市町村の条例を横で見ているのですが、今日頂いた資料の例えば1) 住民投票の請求についてと書いてあって①書いてありますが、②がないのに①と書いて終わるのでしょうかという思い、3)と4)も1つだけしかないそのあたりはどうでしょうか。</p>
事務局	<p>これは事務局がわかりやすくするためにそのようにしました。ただし実際の条文になった場合は、)のところは第〇条に相当し、〇番号が第〇項に相当します。</p>
会長	<p>私の方からお尋ねするのは以上です。他の方よろしいでしょうか。ないようですので、自由討議をはじめさせていただきます。菊本先生お願いします。</p>
菊本委員	<p>皆様こんにちは。年末のお忙しい時にお疲れ様です。</p> <p>今日は前回まとめきれなかった部分ですが、市民自治の仕組についてのところの続きでやらせていただきたいと思います。お手元に前回の分科会のためにお配りいただいている資料で「第15回自治基本条例策定分科会 市民自治の仕組について」という資料を皆さんお持ちいただいているでしょうか。今回はこの中で定義と主体のあたりだけお話いただきまして、設立要件以下についてはほとんどご議論いただく時間がございました。今日はこの設立要件以下のところを皆さんの方から自由にご意見をいただきながら、前回と同じように意見をいただいて進めるというようにさせていただきます。</p> <p>それで今日を持ちましてこの市民自治に関する活動の部分、あるいは協議会の設立要件やその内容についてもある程度骨子としてまとめていくという形になります。あまり時間がないところですが、今年度中には骨子案としてまとめる目標がスケジュールとして決まっているということもありますので、皆さんご協力をお願いします。</p> <p>それでは市民自治協議会の設立要件から皆さんのご意見を頂きたいと思います。</p> <p>こちらについても第13回分科会の時に皆さんからご意見をいただいていたしまして、特に地区ですね、複数の市民自治協議会には属することはできないというようにしてしまうと、地区が重なってくるようなところがあるのではないかとということのご意見が出てきます。あるいは自主性に任せて作るというようにすると、つくらないという選択肢があるので、全ての地域に作るとした方がよいのではないかとご意見がありました。事務局の方からそのコメントとして、今後その市民自治協議会については、一括交付金として財政支援を行ったり、あるいは一定の地域の中の問題について、地域</p>

の中で決定し解決していくそういった権限も含めて移譲していくということも想定をしているということで、そのように考えていくと一つの地域については基本的には一つの協議会というのが望ましいし、設立要件というのも一定範囲で規約等、お金の面や権限の面が絡んできたりすることから考えていくと、設立要件は必要ではないかというように考えていくこと。それから皆さんのからの設立要件についての意見の中からはあげられてはいないのですが、この間皆さんとのお話の中で、協議会ができていくことによって区や自治会はどうなっていくのかについてのご意見が非常に多かった訳です。その区や自治会を完全になくしてしまっただけでこういった協議会にするよりも、むしろ区や自治会が中心的な役割を果たしていくということが必要であると事務局でも考えておられる。といったようなコメントが前回の資料のところに出てきます。

さて5つの要件いかがでしょうか。皆さんからご意見をいただきたいと思います。

(特に意見なし)

よろしいですか。ないようでしたら次に進めさせていただきます。

では次、市民自治協議会の支援についての部分。これも第13回の分科会で皆さんの議論を骨子案としてまとめて頂いて、それを皆さんからご意見をいただいて、事務局からコメントを付けるという構成になっています。

この支援については、「市は、市民自治協議会が設置された場合は、市民自治活動に対する財政支援やその他市民自治の推進に関する支援を行うことができる。」という骨子案に事務局のまとめとなっています。

この骨子案について皆さんから第13回の時に出てきた意見としては、今は区や自治会に市から基本的に交付金が出ていることもあって、自治協議会にも財政支援する場合には、一本化するのか、あるいは並行して両方に出していくのか、今後どのようにしていくのか見通しながら行かないといけないのではないかというご意見がありました。

それから、自治基本条例ではこのように「支援することができる」という表現にとどめてしまっただけで、実際の運用の部分までここでは踏み込んでいないので、地域の中に実際に作っていくとなると地域側のエネルギーというのがそれぞれ住民の方々に当然非常に大きな労力も含めて必要になるということなので、財政的支援が必要だということは当たり前なのですが、ただ「できる」というところにとどめておいていいのかというご意見もございました。

これに対して事務局のコメントとしては、実際今の自治会活動等交付金のお金が出ている、その他にも地域が管理している施設の修

繕等にも補助金が出ていたり、あるいは役員手当なども支出がされているということになっているのですが、今後自治協議会というのが発展していく中で市の方としては、実際に一括交付金にしていく、自治協議会の方に財政的支援の重点が移っていくことを今のところ想定されている。ただし具体的な検討についてはまだ入っていない、という事務局のコメントがここでは出てきています。

この財政支援については、前回の策定分科会の中にもお話があったところかと思えますので、改めてこういった所にもご意見を頂ければと思います。この財政支援の部分ですね自治基本条例の中でどこまで踏み込んでいくか、ここは実際には市の方でどこまで検討されているかによって書ける部分と書けない部分があるとは思いますが、こういったことを考えている、含んでいる意味で骨子をどのようにまとめるかということをお話にもご意見を出していただいて事務局案とすり合わせながら骨子案としてまとめるというようにしていきたいと思えます。この点についていかがでしょうか。

A 委員

市民自治協議会への支援についてで「市は、市民自治協議会が設置された場合は、市民自治活動に対する財政支援やその他市民自治の推進に関する支援を行うことができる。」とあって、その他には大きく解釈すれば、人的支援とか物的支援とかが考えられるのですが、特に人的支援というところを含めて考えてよろしいのですかね。

事務局

実際この支援については、市としてはまだ検討していないのでどこまで含めるかはつきりとは回答できません。

A 委員

前回の議事録のP16ですが、「自治協議会が成功するかどうかはそれぞれの地域が、自主的にやれるかどうかにかかっていきます」まあその通りだと思えますが、自主的にやれるかどうかにかかってくることは、どこからできる、できない、の地域差が出てくるかとういうと、人的支援だとじゃないかと思えますね。そういうエネルギーのある人、力のある人、リーダーがその地域にいるかいないかによって、そういう能力や資質の差で地域差が出てしまうのではないかと。協議会が成功するかしないかもね。そういうことからすると、うまくいってもらうためにはやっぱり公的な人的支援がやっぱりいるのではないかなと思えます。そういうことを、この条例の中に入れていけないかなと思えます。

事務局

「その他市民自治の推進に関する支援」の中に人的支援もあるかな、ということでもどめておいていただきたい。

頂いたご意見は、事務局でまとめる際に当然参考にさせていただきますし、また今後お金もそうですが人的支援も考えなければいけ

ないと思います。

他の市町にある地域担当職員という制度がありますが、その制度のように地域に職員を割り当てられるかということ考えた時に、人の数も足りるのか、他の業務を行いながらその業務を行うのは難しいのではないかなと思います。そうすると例えば市のOB等を見つけて頂く、又は市で用意するそういった形での支援になるのではないかなと思います。

この支援部分は、別の要綱や条例あるいは規則を制定して、そのなかで謳っていく事になると思いますので、その場合は市の内部あるいは、市民を含めた形で協議を行うと思うのです。

あくまで今の段階としては、支援をすることができるような内容でとどめておいた方が、この場合良いとするのが事務局の意見です。

菊本委員

ありがとうございます。A委員のご指摘はその通りだと思います。

昨年度財団法人地域活性化センターというところが、こういった従来の自治体よりも小さい組織ですね、自治体内分権のかたちで様々な協議会方式あるいは、地方自治法に則った地域自治区の制度を設けているところが増えているということで、全国市町村にアンケート調査を行った結果が出ています。その中でこの協議会方式がうまくいっているところは、ここが要だということが明確に出ています。この人的なサポートというのは、おっしゃったように地域担当職員を置いているところの協議会が活性化していて、その地域の特性に応じた活動の盛り上がりというのに繋がっているという評価がやはり出てきているのです。

先ほど地域担当職員というお話もありましたがOBの方の活躍も非常に多いのもありまして、企業を退職された方あるいは、公務員であった方がOBになられて、地域でこういった協議会の中心になられて活躍されているところが非常に多いのです。

ですが実はそこには但し書きがありまして、公的な人的なサポートが入っているところは非常に盛りあがっているし、活動としては外から見た時にすごい成功だととらえられるのですが、中にいる人達からすると実は中心になる人は、出来ればできる人がいる地域だとやはり固定的なメンバーになってしまう。

そもそもこの協議会方式というのは特定のメンバーではなくて個人を含めた様々な人が、新しい形で参加できる仕組みをつくろうということで始めているのですが、こういった人的に非常に有能な方がいる地域は、メンバーが固定化されてしまったり、あるいは広がらなかったりという限界も抱えている。

あるいは特に地域担当職員制を敷いているような地域だと、自治組織というよりも行政組織の一部のように地元の住民は思っているところがある、という評価も一方ではありまして、こういった物的人的サポートというのがあるというのが、実際にこの協議会を動

	<p>かしていく、最初に動かしていく時にはですね非常に重要になってくるのですが、それが地域の方で自立的に動いて行けるかどうかは、ここだけに頼っていくわけにいかないという側面もこの調査なかで結果の中に出てきていますので、支援や推進というのも含めてサポート以外の自分たちの地域の力をどのようにつけていくかをあわせて考えていく必要があるのかというように思っています。</p>
A 委員	<p>例えば市でそういう人を育成する講座を設けるとかですね、出来るだけ多く地域からそういう人を集めて講習を開いてそういう人を継続して育成していく仕組みを作るのは、一つのサポートの方法として考えられないですかね。</p>
事務局	<p>そうですね。今後の市の支援の一つとして考えられると思います。今後自治協議会ができれば、その中で行っていただいてもいいと思います。</p>
B 委員	<p>それと関連して私も協議会というのは賛成で進めるべしと考えているのですが、実際やっていく段になるとこれは非常にエネルギーのいる大変なことだだと思います。よくわかります。そのことを前提に私なりに、今までの市と住民組織との関連をざっくり私なりの感覚でまとめてみると、今まで町の時代から行政は住民の意見を聴くとき、区長や自治会長に意見を聞いてそこで住民の意見を吸い上げるといった形が取られていたのではないかと。むしろそれにある意味行政が頼っていたといってもいいと思います。</p> <p>前回の質問の時に行政と各自治会との約束事はあるかと聞きました。以前はあったとただし今はない。ということは自治会も市民の一団体であるという考え方。これは私も正しいことだと思いますし、ただし連合自治会の事務局的なサポートは行政がやっている。</p> <p>じゃあ自治協議会を作ったときに自治会との関係はどうなるのか。それは非常に大きな問題だと思いますが。自治会がありながらなぜ自治協議会が必要なのかの根本的なところの話になっていく。</p> <p>結局そこで生活する市民住民の意見を吸い上げて行くのには自治会では不十分であるということと、先ほど行政の方から自治会の考え方というのはそういうものではないということの流れで、こういう協議会が必要であろうという大雑把なつかみは私なりにしていますが、そうかといいいながら現在でも例えば今度幼稚園とか保育園とかの入園者が少なくなると、どうしたらよいかという問いに対して行政は相変わらず自治会長にその答えを求めている。</p> <p>それだけではないでしょうけども、本来ならば具体例でいいますと、そこに年齢を抱えている親御さんなり、その辺にも直接お話を聞くべきところではあるが、相変わらず自治会の頭にそのことを問うている。当然真面目な自治会長は地域に聞くでしょうけども、そ</p>

れだけでは不十分だろう。よくそれはわかった上で今度協議会ができてくる訳で。そういう流れではないのかなと思います。

だから建前で自治会に対してはこういう態度ですよと言いつつ、相変わらずそこに依存している。まあ決して意見を聞いちゃいけないというのではなく、依存しすぎている体制が相変わらず有るのではないかと。

それに対して、市民の自主的な自治協議会を立ち上げましょうといった時に、いろんな問題がある。そこをイメージしていきますと、大変エネルギーがいるということと、これ例えばある一定地区これは小学校区と規定してもいいですけども、そこで2つのものが立ち上がったらどうなるか。極論を言えば、そういうことだって有るでしょう。

立ち上げた物が地域全体のものの総意を組みあげているのかとか、そこにある諸団体達を包括しきれているのかということ。実務的にはそういう問題があるのではないかと。

そこで我々はこの地域を代表する自治協議会です。こうなる要件を全部出して作り上げましたと、じゃあそこでどれだけの住民市民の意見があるのかということが問題になってくる。そうなると今度自治協議会にどれだけの権限を与えるのかという問題と関わってくと思います。

財政的なサポートもありますけども、地域からの大きな問題に関しては、ここを中心に聞きますよ、行政と協議会がどのように協働していくのかが明確でないと、今までの自治会で十分責任を果たしているのであれば、そこでは設立されないし、自治会以上に自治協議会では市との意見交換が十分できません、というようなことが必要になってくるのではないかなと思います。

あと財政的な支援といいますと、今活動資金的な支援もありますけども、今でもそうですが街灯設置は市から援助されている。維持メンテナンスは自治会に任されている。地域は何かを設置したい、何か大きなことをやりたいといったときの財政支援まで含んでいるのか。というそこまで、組織を維持するための資金援助ではなくて、そこから何かをやるというまでの大きな財政的サポートをしていくことでないと、自治協議会に住民が集まってこないだろうと思います。

菊本委員

ありがとうございます。かなり多方面から問題をご指摘いただいているのですが、最も根本的なことは、多分地域を代表する地域代表制という様なものを自治協議会でどのように担保するかと、結局そういうことなのかなあとと思います。

つまりそれは今地域を代表する代表者としては自治会というところに行政側も依存している。という現実の中で、その自治会ではなく自治協議会を作ると。

作るという方向性はこの分科会の中でも皆さんからの合意を得



て、この間議論してきていることですので、協議会を作るということでは皆さんご理解いただいていることだと思います。ではその自治協議会がどのように地域を代表していけるのかということですね。

そういった点から改めて設立要件のところあるいは、支援の部分で、例えばある程度大規模な地域の活用について関わってくるような部分についても、支援をしていく方向性を持っているのかどうかということ。あるいはこれから皆さんにご議論頂こうと思いましたが、役割の部分ですね。協議会がどのように実際に役割や権限というのを持っていくのかということ。これについても皆さんのところからご意見をいただこうかと思えます。

#### C 委員

元々ですね私は自治会を活性化すればいいという意見、それから今ある全体の自治会の連合組織を活用すればよいと、出来るだけそちらでいわゆる足りないところを補っていけばよいというその考え方だったのですが、よくよく考えてみると高齢化により自治会活動に参加できない住民もいますので、自治会の縛りの中でやっことうとするとこぼれおちる人が出ざるを得ない。

それから前回若者の定住化の協議会があったのですが、その時に村を出て行った人が町へUターンする。帰ってくるにあたってですね、やっぱりその村の縛り慣習どういいますか、しがらみこれらというのは戻ってくるときかなりの障害になるのです。都会で教育を受けて都会で生活をしておる、実は多くの方がいるのです。だから帰ろうか帰るまいか非常になやむ訳です。

そういう中で今の自治会のやり方で今後維持していくのは難しい、こぼれ落ちていくなあという様な事を考えると、むしろ田舎の都会化ではないですが、実際に住民意識というはかなり都会化されてきておると思うのです。またそれに合わせてやっていかざるを得ないと。

そうなるともっと幅広い市民自治協議会あるいは、自治区ぐらいの気持ちでやってもらえば、外圧によって広くすると、どういいますか、そういう風にすれば、今みんなが悩んでいることが自治会の縛りというものがかなり薄められるのではないかと。我々だって今元気ですが、あと自治会のお付き合いどの程度できるかなと。

しかしその反面、広い自治会になればなるほど参加者は一部に限られます。私ども学校の見直しとかでいろいろ住民説明会があっても誰も出てきません。けれども地域といいますがコミュニティで説明会をやれば8割の人が出ます。

たとえばいろんなイベントをやると、例えば200人集まる、しかしそれは5,000人の人口中で200人集まる。けれども村でやれば100人の中で80人は集まる。やはり100人の内の80人の方がいいのですが、80人の多くはしがらみ、義理、せざるを得ない、という形で集まってくる訳ですね。集められておるとい

訳ですね。

そういう面からみると、あまり自治会にがんじがらめにするよりも、広げた方がですね、広げるのだったら少し権限もあたえて、その代わりダブって仕事をやる必要はないのだから、市民協議会なり自治区なりに権限を持たせて、自治会はその代わり、権限も圧縮していく、そうすればしがらみや義務感もなくなってくる。その方向が自然と今の社会の流れから言うと、都会化になっていくと思うのです。参加者が少なくても仕方がないというように思うのです。

この方向であればこれでいいと思うのですが、この要件の中を見て、個人団体事業者が並行して入っております。さて議決機関やお金まで入ってきて、そういう組織だとしたら、ダブって加入するのか、個人もあれば、自治会もあれば、その他にもあれば、議決はどうやっていくのだろうか。同じレベルのものが集まった組織ではないから、例えば地縁団体場合は、個人は皆同じ一票を持つのですが、この場合の団体と個人と事業者、そういった自由参加のもので、どれだけの実効性のある活動ができるのか。議決はどうなるのか、会費はどうするのか、会費はみんな払うのかあるいは、会費は差ができるのか。いろいろ具体化となると非常に難しいなあと思います。

思いますけれども、まあ時代の流れとして、皆さんが幸せになる為には、あまり縛りのない社会を作っていくためには、今の自治会では持たなくなるから幅広くした方が良くかなと、このような考えを持っています。

#### D 委員

今まで執拗に協議会が必要だといっていました、よくよくこの文章を読んでみると、やっぱり自治会にかぶせたような感じに見えて仕方がない、そういう見方で見るとそうなっちゃいますから、今非常に迷っているところなのですが。

地区社協が小学校区でできていますよね。いの一番に作ったのは良いが、3年目にして頓挫して、また何とか持ちこたえようというのが。この地区社協は自治会長の充て職的なので、自治協議会とは根本から違うとは思っています。

充て職で3年間やってきて一番困ったのは2年毎で自治会長が変わってしまう事です。充て職すらいなくなる。常に脅威を感じているというか、トラウマになっているのは、自治会長がこの協議会に当然に出て見える人がおるのですが、自治会長が2年で終わったら、さっと変わってしまうことです。そうするとこの協議会も地区社協と同じで組織がはっきりしないまま、何年間かを過ぎていくのではないかなと思います。

先ほど言われてように、地方に生まれた資材人材を発掘してその人がといっても、なかなか陣頭指揮して旗振るというのは、何の役も持たずにやるというのは大変だと思うのです。

現実というのをみると、余計いけないとは思っていますが、もう少し理想というのを追い求めるべきなのではないでしょうか、年齢的に見ても

残り人生わずかになってきたら、現実ばかり見てしまうようになっていくのですが。その辺のところがかかっているのです。

それと「役員や代表者は、民主的に選出されたものであること。」となっていますよね。それでもどういう形ですのか、今言われたようにいわゆる、その地域の企業や団体そういった人たちも全員入るとすると、一人一票ではないのではないといったところも、選挙で選ぶとしたらですよ、その辺のところも基本条例の中に入れるということではなく、何かこうどうやってやるのかなというのが気になるのですが。

会 長

C委員とD委員のお話を聞いていまして、今私もお二人のおっしゃることに共感しながら聞いていましたが、ちょっと外れるかもしれませんが、たとえば私は150世帯ほどの区の会長をしておりますが、福祉推進委員というのが市社協の関係で2年任期がありますので、最初人選をしてほしいと言われた時は、誰でもいいということだったので、自治会長の兼務としたのが4～5年前でした。

そのうちに内容が活発になってきたので、これでは兼務は無理だということで、自治会ごとに2年任期をしてもらえる人を探そうとしたが、なかなか話し合いをすると、適任者の名前が挙がっても、その人が遠慮されると決められなくなって、自治会長兼務となった。

2年前にどうしてもつくってほしいということで、個別で何とかお願いして適任者を見つけて7人体制ですが、名前だけで活躍してもらえないのなら、人数は少なくてもいいのではということで、7自治会で3人体制となり、適任者は区の役で見つけることとなった。

今地区社協の話が出ましたが、私も地域の城山地区社協でプランを作る時に、城山地区で3世代交流ができる行事が無くなってしまったので、何かやりましょうということで、何とか小学校の運動会に一種目でもいいので、3世代の参加ができる種目を出来るようにお願いをしていこうかという方向になった。しかしこれも学校側がNOと言ってしまうと成立しませんが、準備も参加賞もこちらで準備するから参加させてほしいと。これは小規模の小学校であれば十分可能な試みなのですが、12学級あるところでそれが認められるかどうかきわどい規模なのです。

やっぱりD委員がいわれましたように、2年または1年で委員会のメンバーが変わってしまうという時、今私たちも鳥獣害対策防止委員会の地区の会をやっと発足させたのです。

黙ってやっていると区の三役ばかりが追求されて、三役で勝手に決めたようにいわれるので、委員会を構成して決めたのですが、副委員長を決める時に自治会長には、有識者ということで残ってもらうようにいいました。何とかして残ってもらう方法を考えないといけない。そうすると自治会長だけでは任期が終わってしまう。そう

いった難しさは同じように感じています。

ホントに協議会という組織を作ったときは、継続的に参加して頂けるリーダーを作っていくことが難しいとか、地区の行事を立ち上げることにについて、若い20代～40代の方々が参加してもらわないと活性化はできませんね。そういった点で自治会への魅力が感じてもらえない方々が、アパートができたところなどでは特に加入が低いと聞いています。

E 委員

自治会長というのがございますが、私は、任期2年の内の1年半過ぎたところで、あの人が自治会長かと名前は知っていましたが、お顔を拝見したのが、葬式に行って代表でお見えになって知りました。

持ち回りで自治会長が、各班から出てきた人で決まっていくことが問題ですし、十分に責務を果たせないことがあり皆さんから、選挙で決めたことだからと言って非難を浴びました。あるいは配偶者を代わりに出していると、本人が出てくるように言われました。そういうことが時代と共に問題視されてきたのだと思います。

市民自治協議会の方に話は戻しますが、やはりその気のある人がその気になって話して、その気になるように地域の人を誘導していかないと話はまとまらないと思います。私の地域にも2人ほど市議員さんがいらっしゃいますが、「なにか意見あるか」と聞かれたことがございませぬ。選挙のときは「一票を入れてください。」と言われたことがあります。

そんな中で市民自治協議会というものは、そこに設立要件があります。目的はというのがあります。どんなのが市民自治協議会になったらいいかなというのは、身近なところでは、この間前県から補助金があるということがありましたが、養老鉄道を残そうということで、養老鉄道を残す会を作り、何とか養老鉄道を存続するというで一生懸命やって見える方がいらっしゃいます。

かたや養老鉄道を乗らないので援助は必要ないということで、そのお金で長良川の堤防を高くした方が良いという方もいらっしゃいます。

だから例えば養老鉄道を守る会というような市民自治協議会が必要だろうし。先ほどでてきました保育園云々等話もございましたが、つぶそうという自治協議会があってもいいし、残そうという市民自治協議会があってもいいと思います。そんな中で意見を十分出し合ってそれが海津市議会の方へ上がっていくのが普通の市民自治協議会だと思います。なにかないかと言っても誰も集まってきました。頭の中で考えていることを実際にやってみることを抱き合わせながら、市民自治協議会の設立要件あるいは、支援等も考えていく必要もあると思います。

F 委員

今の意見とだいたい一緒ですが、目的別あるいは個別ですね。そ

ういう自治協議会ということであれば、先ほどの養老鉄道とかあるいは夏祭りとかの目的別のものがあって、それを地区の自治協議会に持ちあげる。となると養老鉄道の人が、問題を定義するのが例えば海津町の人であった場合、それは南濃町の方にある自治協議会の方に問題を提起することができるのではないかなと思います。

そうなるとその地域に住んでいる協議会に入れる人は1人とするとなるとおかしくなってきた、各目的別に出来るのではないかなと思います。目的別の協議会なのかあるいは、その地区をまとめる協議会なのか、それによって今の自治会との関係も出てくると思います。それがどちらなのかわからない。

菊本委員

今の例でいいますと、養老鉄道を守る会に参加している方全ての方々が同じ地区に住んでいるのではないと考えることと、その設立要件にもありますが、その地域に住んでいる方だけでなく、その地域に関わって活動している団体や個人が関わるということなので、この自治協議会に参加している個人や団体が、自治協議会はその地域に作られるのですが、参加する人が全てその地域に住んでいる人になるとは限らないということはイメージしておく必要があると思います。

地区としてはかぶらないように設定するというように、この骨子案になっていますが、そこに参加する参加者ですね。会員となる人達というのは、実はいくつかの自治協議会に関わって活動することが有り得る。場合によっては、お住まいは海津市ではない方もこの協議会の中の構成メンバーとして関わってくる可能性は残されています。

ただこの市民自治協議会の中でどのようなことをやっていくかということについては、先ほどE委員がおっしゃったように、この地域では保育園は大事なので何としても死守したいという地域もあるかもしれない。

そうではなく、そんなに重視しないという様な地域毎に重視したい大事にしたい思いというのは、これを構成するメンバーによってあるいは地域によって変わってくるということは大いにあり得ることです。そういったことを認めて行こうとすることが、元々そもそもこの協議会方式だというように思います

そのある程度の大きさを持った協議会方式をとることによって、今までの自治会よりも、もう少し権限や決定権を強めて自分たちの地域の中で何かを作っていこうと。

例えば保育園が財政的な面で、市としては廃止あるいは統合するとなったとき、自分たちの地域で何とか保育のサービスを作りたいとなれば、そのような考えが多い人たちが協議会のメンバーで構成されていけば、この中で自主的に保育サービスを実施する、NPOが立ち上がる可能性もありますよね。そういったこともこの協議会方式の中では出来ていくだろう、ということが今のこの中で可

	<p>能性として想定されることがあげられています。</p>
F 委員	<p>ありがとうございました。そうするとここで「設立することができる」と書いてあるのですが、設立した地区と設立していない地区、あるいは設立しても活動が強い弱いによって地域差が出てくると思います。せめてこの言葉の中で例えば、「設立しなければならない」となれば全部の地区にそのように出てくるのではないかなと、その地域差がいかにも出来すぎるのではないかなというようになってくると思います。</p> <p>今話を聞いていますとあまり作りたくないなという様な気持ちの人達が非常に多いなと、そうすると1地区あるいは2地区だけできたとなるとすごい温度差がでてくると思います。この言葉をもう少しなにかいい言葉にならないかなと思います。</p>
菊本委員	<p>具体的には、どこのあたりを指しておられるのでしょうか。</p>
F 委員	<p>設立要件のところで「市民は、市民自治協議会を設立することができるものとし」とありますね、これでいいと言えいいのですが。ちょっと今いい言葉がないのですが。もう少し強くしたい。</p>
事務局	<p>「しなければならない」とすると市民の誰が義務を負うのか分からなくなるので、「することができる」となっています。</p>
B 委員	<p>まさにその通りですね。</p> <p>私はなぜ自治会が出来たのか経緯が良くわかりませんが。</p> <p>今下から作り上げるものを、どうやって形にしていくかということですから、そこに関するものが役割と財政支援というインセンティブというか何か誘因がないと、結局やっぱり作らなきゃならないだろうなと、地域の声を行政へあげて行くにはやっぱりこれは必要だな、というようにする仕組み作りが結局必要だろうと。</p> <p>というところでこの4番5番の問題が強くなってくるのかなと思います。もしそれを書いて市民自治協議会をやりますと、なかなか立ち上がらないから行政が人を派遣して「さあ作りましょう。書類を全部作りました。」と立ち上げましたと。自治会長を充て職につけて、はいできましたと、これでは結局長続きしないと、先ほどD委員のお話にあったと思います。</p> <p>やっぱり「しなければならない」とは言えないが、地域のためになるよという何かが必要かなと思います。</p>
D 委員	<p>作ったからといって機能するかどうか。もう一つは、温度差があるというのが、今いやというほど我々は感じています。もっと小さな単位である自治会ですら、E委員のいうようなことがあります。小さな単位の自治会でも温度差はありますから、協議会のようにい</p>

わゆる小学校単位、区単位でとなったら温度差があって当たり前だと思うのです。

ただ前へ進んだ地域協議会が、2年3年経つとこんなによくなったとわかると思うのです。そうすると遅れているところもやっぱりやろうという話になってくるとは思います、甘いですかね。

会 長

おっしゃるとおりですね。一つの新しい委員会ですとか、会ができたとき、先ほど話した福祉推進員。平田や海津は歴史が長いようですが、できて常時研修会や会合を城山地区だけの福祉推進員だけ集まって行ったり、見守りネットワークをつくり補助金をいただいて施設見学とかやりましたね。

だからそういうことの積み重ねで理解していただける方が増えてきたと思うのです。

それから地区社協。今尾や高須や石津が立ち上がって、うまくいっているところと、大変な思いをされているところとあるようですが、城山地区はまだできていませんので、検討委員会というのがあったようです。私のところは、夏頃にメンバーに入ってくれといわれて区長が3人、体育推進員や福祉推進員やPTA会長や交通安全協会など諸々の代表12～13人で立ち上げて、この間1つのプランができました。

私たちは、前3年間か2年間に作られたプランを1つも見ることがないと、見たこともないプランを評価してくださいといわれ、私たちが作っていないプランを評価したのですが、さあ今度できたときに、事務局が、「原稿ができましたので市内の協議会で意見交換を1月に行います。」といい、「3月にできた冊子を6月に配布します。」といった。それで私たちは、「あなたたちは何をそんなにスローなことをやっているの。今決まったのだったら、今年度の3月までにそれを報告して住民の方たちに理解していただくようにしたい。回覧で皆が理解できない。全戸配布しましょう」といった。24年度のほかの事業報告を冊子にするから遅くなるのだろうと思った。

福祉推進員の活動も実績を重ねていってやっとわかってもらえる。ただしやっぱりプリントで全住民にわかっているだけの啓発活動をやらないといけないと思います。私たちは福祉推進員を決めるときに全戸に、福祉推進員についてどのような活動があるか配布しました。

やはり情報を発信してわかってもらう努力が、協議会でも何年間か浸透するのにかかるかもしれません。しかしそこが中心となって何か地区全体の行事を立ち上げて、伝統を重ねることによって認知されていけば理解されると思います。啓発と住民参加ができる行事を立案することと、困っている声を上に上げることによって、取り上げられたことがわかるような、そのような小さいことの積み重ねで認知されていくのではないかなと思いました。

F 委員

いろいろなところで地区社協を立ち上げるときに、とにかく目的を持って立ち上げなさいとっていました。

高須の場合は3世代交流に力をおこうと決めた。それで高須は今3世代交流をやっています。吉里は地域の拠点を作って拠点でやろうと決めた。石津は車を使った介護サービス行おうと決めた。

最初は目的別ですよ。これからやっていくと案外できるのかなと思う。ただ何かがないとだめだなと思う。

福祉推進員の時はQ & Aを作りました。それから見守りメッセージというのをそこから中から探してきて。案外みんなに好評を得ている。だから最初は考えてやらないといけないと思います。

C 委員

中心になってリーダーをやっているとき、一般市民と一般の人とやっぱり意識の差があると思うのです。どうしてもリーダーの時は自己満足が入るのです。これだけ人を集めたと。これだけなのですね。だけど一般の人から見れば、ほとんど多くの人はいらっしゃらない気分で、案外参加していないものですが。

もう一つは先ほどから目的別だとか、これ目的別とかではなくて、あくまで地域のかぶせた組織だと私は理解しているのですが。そうであるならとにかく自治会と協議会のある程度の仕分けはやっぱり必要だと思う。

それから軸足をどちらに移すか。いわゆる地域のことを考えていくときに軸足は協議会に行くのか。その従として自治会なのか。そこは、ある程度はつきりしておかなければいけないと思います。

私は前から自治会に軸足と書いていましたが、まあ時代の流れから見ると、意識の変化を考えるとむしろ協議会に移して、できるだけ自治会の役割を少し減らして。役割を減らすということは、市民の強制される役割も減るわけですから、少なくとも重複して、自治会もやり、協議会もやるということは絶対さけてもらいたい。とにかく軸足をしっかり議論をしていただきたいと思います。

G 委員

地区社協も参加して、ここもNPOの代表者として参加してほしいということで参加しています。自治会のことはあまり知らないのです。親がやっていたときに農業の自治会の活動は見ていました。現在の自治会の活動は、ほとんど今は自治会長さんと役員会でお会いするので。

それで私たちがNPOでなぜそうなったかというのは、やっぱり行政の指導があって、それで立ち上げをしなくてはならなくなっただけで、本当の目的というのは、生活サポート事業なので、どんな人でも困ったことがあったら走っていくのです。毎日電話がなければ、それはよい町だというように考えて、必要がなければそれはよい。ただ立ち上げたときには、何もお金がないので行政にお願いをしましたが、一切サポートはできないという感じでやってきまし



た。でも毎日何もしなければよいのに、どんどん困った人が増えてきて、必要とされてきているという意識は大きくなってきました。

これからやっぱり若い人たちが、海津市でどう生きていくかとかがテーマということだと思うので、今年何をやるのかということ、事業計画を立てることとか、事業報告をすることとか、どれだけの費用を行政から補助をしてもらうとか、そういう問題ではなくて、やっぱり住みやすいまちづくりというのを目的として、地域として作った方がいいと思います。細かい文章の中身というのはもう一つ私もわからないのですが、作って行って足を一步出さないといけないのではないかなと思います。

A 委員

協議会ができる前からできた後の心配をされているようですが、こういう考え方もあると思います。

例えば自治会との違いということでは、協議会の中には一つの自治会だけでなくいくつかの自治会があり、NPOがありいろんな地縁団体が入っている。

ただ自治会という単位でとらえたら、NPOとかは含みませんよね。住民に対して公平な活動でなければいかんということが、基本的な自治会のスタンスだと思います。この自治協議会の場合は、NPOもあればいろんなことを含めての組織ですから、受益者負担とかそういうような、ある意味では公平でなくてもいいというような活動もできる、というようなことを考えた方がいいのではないかなと思います。

それから役割のところでは話をされていると思うのですが、役割の中の前回の議事録で感じたことで、行政がすべきことは、この協議会で役割は目的にそぐわないと、そこをもう少し具体的にしておいた方がいいのではないかなと思います。

本来行政が責任を持ってやるべきことを、地域社会をよくするためにこの協議会の活動目的にしているというようなことはあまりそぐいません。

具体的に行政がやることのイメージが浮かんできませんが。

D 委員

私が感じているのは、伊賀市の基本条例にでているいわゆる補完性の原則というのが元になると思います。

地域でできることは地域で取り組みなさいと、裏をいうとできないことはやらんでもいいよということだね。それは行政がすることだから、具体的にこれは行政がやるよ、これは地域がやるよという決まりはないと思う。

一生懸命知恵を絞ったけれどもこれは地域では無理ですと、これは金銭的な無理もあるし、いろんな面であると思うのです。

菊本委員

私から補完的に答えさせていただいてよろしいですか。

前回B委員からのご意見がありまして、これはずっと平行線で、

行政側は行政側の論理でお話ししますし、住民側は住民側の論理でいく。そこはもうずっと平行線がかみ合わないです。

逆の見方をしますと平行線がかみ合わないので、自分たちが地域でいろいろな取り組みをしていく中で、これは本来地域でやることではないだろうと住民方たちが考えたとします。そしたらそのことについて行政に働きかけを、例えば協議会なのか自治会なのかわかりませんがこういった地域のところで、相談や議論をしあって自分たちでできるかどうか議論をして、それでもできないということは、たぶん行政が本来やっぱりやってほしいことなのだというようなことだと思います。

それを行政側に訴えていく、あるいはこういったことが行政サービスで実現できないだろうか。つまりそれはもしかしたら地域だけの問題ではなく海津市全体の問題かもしれない。そうなるとこの協議会や自治会を超えた市としての課題だろうというような、もっと発展的な議論をお互いにしていく必要があると思います。

どちらの仕事なのかだけを言っていたら、それはずっと平行線で解決はしないですから、その中身を議論しながら同じ話でも例えば歴史の発展段階で、例えばですよ、明治時代が始まったときは地元の自治会が中心になって学校を建設したのですよ。自分たちで学校を作って、その自治会を中心として先生を雇ってきて、自分たちで先生の給料を払ってそれで子供達に義務教育を受けさせたのです。

それは本来今であれば義務教育は決まっているのだから行政の仕事ですよ、国が全国民に保証する教育を受ける権利ですが、しかし当時はそれが当たり前に自治会単位で皆さんやっておられた。

そこから出発して皆さんがそうではないと声を上げる中で、初めて行政の仕事として義務教育が保証されてきたということがあるわけです。

だから時代あるいは社会的背景それから社会的な水準によって、行政の役割というのはどんどん変わっていくわけです。私達はこれからまた変えていくべき段階に今入っているだと思うのです。だからこそ協議会方式というのが、今までの自治会に変わって必要だろう。あるいは地区社協の議論も同じです、福祉推進員のお話も同じです。そういったことが社会的に必要だろうと議論なっている。

だけど一方ではもちろん国や行政の論理として上から下に下がってきている。そういう方向もあるので、それを一方的に受けるのではなくて、私達はそれを受け止めて、じゃあ自分たちの地域を豊かに、あるいはもっと良くしていくためにどのようにやって言ったらいいのか。

それをここで是非役割の中にも含めていくべきだし、そのような考え方をこの自治基本条例の中でも謳っていくべきだろうと思うのです。実際に条文に含めていくことかどうかは別として、そういう願いを込めていくべきだと思うのですね。

C 委員

一点だけですね、この会員のところにこだわるのですが。個人ですね、小学校区の中に私どもの人口は5,000人いると思うのです。5,000人が対象になる可能性があると思うのです。

そうすると個人、団体、事業等であれば誰でもできますよと、任意ですねこれ。加入するかしないか。その会員によって組織が運営され議決され規約に基づいて運営されていく。

一番の元は会員だと思うのです。この会員というのは、今の自治会それから、いわゆる民生委員会だとか福祉推進員とか体育推進員とかいろいろな公的なものはよくわかります。

個人が入ってくることによって収拾がつくのですかね。それからその中で活動していれば地区外でもいいよと。それに対して今まで自治会に払っていた補助金などを削減して一括交付金などの形でこちらへ持ってくる。

このようになるとこの会員たるや公的なものだけに限定はできないものか。例えば自治会だけではできないことを補うためであれば、ここは個人ではなくて公のものといいたいまいしょうか、こういうものが協議会の会員にならないものか。個人は団体や自治会の構成員でもあるわけですね。場合によっては事業者一員でもある。そうすると個人で何票でも入ることになる。

非常にここが曖昧な割に、市の中での位置づけがまとまりを持った形で交付金を与えたり、事業や計画について尊重したりというようになると、この会員というところを、もう少し議論がいらぬのかなあと思うのです。

菊本委員

ありがとうございます。会員の意見については、もし公的団体に限定するとなったときに、例えば自治会や区は公的な団体なのかということも実は議論になるのです。

多くの自治会や区会は基本的任意の団体になっていると思います。ここは次回持ち越しですかね。

本当は今日まとめきりたかったところですが、まとめきれないですね。

C 委員

一つ教えていただいていいですか。

自治基本条例というのは、基本的に市民・市長・議員それぞれの権利や義務を整理するのであって、新しい組織を考えるのは別のところかなと、ここはあくまで自治基本条例は現状のそれぞれの役割を整理して、どのような権利義務があるかということをしかりここで明記するというのが目的であって、本来は組織作りの話は別だと思ったわけです。

だからこの自治協議会というのは、そもそも自治基本条例に入れることが妥当かどうかというのがありますが、そこはどのように整理して考えたらいいのでしょうか。

菊本委員	<p>自治基本条例自体は、新しいこれからの自治を考えていく上での市民行政などのそれぞれの主体が、それぞれの権利や義務を担いながら自治の運営をやっていくかということを決めていくのが基本です。</p> <p>その中で併せてこの間議論になってきているのが、これは時期的な問題で、この間市長村合併が進行してきたことと併せて、市町村合併が地方分権改革と同じ流れの中でおきてきたということです。</p> <p>実際市民がより主体的に自治を担っていくということを考えたときに、合併によって自治体の規模が大きくなっていく時に、自治を主体的に担うといっても、市民が参加し主体的に活躍する場というのが保証されていないと、結局のところせっかく決めていくルールというのが、実体的な効力を担っていかないのではないかという考え方があります。</p> <p>その中で多くの自治体がこういった自治体内分権の仕組みや新しい自治の仕組みとして自治会に変わるような新しいコミュニティーのありかたを考えていくことが高まってこの流れになってきているのだと思います。</p> <p>本市の場合でも市長はじめとして、やはり新しい自治の仕組みを整えていくことが、この主体としての市民の力というのを新しい形をつけていく、能力を発揮していく場として保証されていくだろうということを想定されて、協議会というのを提案してきた経緯があるかと思います。</p>
C委員	<p>そうすると理想に向かって担保するためのものということで波及してくるということですね。</p> <p>そうすると自ずから記載の仕方は、担保するものですからあまり詳細に入るべきものではない。あくまで権利義務をしっかりとあげてそこを担保する、方向性のようなものであって、個々具体的な先ほどかなり細かい議論をしていますが、そこはそこまでは言わなくてもいいものかなと、作ることができますよとここまでで話は終わりというような気がします。</p>
菊本委員	<p>そうですね当初この分科会でも、事務局として出てきたものはごくあっさりした案で出てきました。ですが実際中身を作るかどうかを決めていくときに、どうしても具体的にある程度イメージできないと必要かどうか議論しにくいというところで、今日議決をどうするかといったような突っ込んだ皆さんからのご意見が出てきているのだと思うのです。</p> <p>それはやっぱりせっかく作っても絵に描いた餅に終わらないような仕組みにしていくにはどうしたらいいかということ、皆さんが真剣に考えておられるからこそ、このような微細な内容もご意見として出てきているのだと思います。</p> <p>ですがおっしゃるとおり、この協議会というのは「できる」とな</p>

<p>会 長</p>	<p>っていますが、こういった形で中身には踏み込まない形とどめておくというような記載の方法もありかと思えます。</p> <p>今日出てきた意見で、事務局案で最終的にほかの条文の骨子案と含めた形で一度全体図を皆さんに次回は見えていただいきたいと思えます。ありがとうございました。</p> <p>それでは最後になりますが、事務局から連絡をお願いします。</p> <p>(事務連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分科会開催日について</li> <li>第 17 回 平成 25 年 1 月 25 日 (金)</li> <li>第 18 回 平成 25 年 2 月 19 日 (火)</li> </ul>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の予定は、以上で終了しました。</p> <p>これで「第 16 回海津市自治基本条例策定分科会」を閉じさせて頂きます。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p> <p>(15:40 終了)</p>